

令和7年5月22日

特定受託事業者 各位

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立国語研究所

フリーランス・事業者間取引適正化等法への対応について

令和6年11月1日から、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」
(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が施行されました。

本法律は、特定受託事業者(フリーランス)※に業務委託を行う特定業務委託事業者
(発注事業者)に対し、業務委託をした際の取引条件の明示等が義務付けられるもの
です。

※特定受託事業者(フリーランス)とは…

業務委託の相手方であって、次の①、②のいずれかに該当するもの

- ① 従業員を使用しない個人事業者
- ② 代表者以外に他の役員がなく、従業員を使用しない法人

同法律への確実な対応のため、当研究所からの業務を受託される特定受託事業者にお
かれましては、取引開始に先立ち当研究所担当者へ、特定事業者にご該当される旨をお知
らせください。

○参考 URL

[フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ | 厚生労働省](#)
[公正取引委員会フリーランス法特設サイト | 公正取引委員会](#)
[特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 Q&A | 公正取引委員会](#)